



#正しい理解を
#差別はやめよう



©公益財団法人人権教育啓発推進センター

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、病気としての問題だけでなく、この病気が感染症であることから社会不安を増大させ、感染者、医療従事者だけでなく、その家族や近隣の人々に対しても不当な差別やいじめなどの人権侵害が増大するという大きな問題を生んでいます。

病気を理由に人を差別したり、職業や属性による誤った認識による排除などは絶対に許容できません。

人権侵害につながることをないよう、公的機関の発信する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

今こそ思いやりの気持ちを持って、不当な差別や排除が起きないように、支えあいながら市民一丸となってこの難局を乗り越えていきましょう。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害にあった方からの相談をはじめ様々な相談を受け付けています。

困った時は一人で悩まないで ☎

みんなの
人権110番 **0570-003-110**

こどもの
人権110番 **0120-007-110**
フリーダイヤル

女性の人権
ホットライン **0570-070-810**

インターネットでも相談を受け付けています

インターネット人権相談 検索

パソコン

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

延岡市・延岡市人権啓発推進協議会